

鳥取県PTA協議会 平成28年度鳥取県教育予算等に関する要望について

要 望 項 目	左の要望に対する県教育委員会の対応方針
1. 多様な専門スタッフを配置した学校の体制づくりについて	
<p>鳥取県においては、他県に比べて教職員を厚く配置していただきありがとうございます。</p> <p>児童生徒を取り巻く環境が複雑化・困難化するなかで、教職員は授業だけでなく、部活動の指導、学校の教務等をはじめ小学校英語・道徳の教科化が新たに始まることを踏まえれば、ますます負担が増すことが容易に推測されます。</p> <p>つきましては平成27年7月に文部科学省が発表した『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』の中間まとめを先取りし、鳥取県独自の基準を定め、教員のほか連携分担して職務を担う多様な専門スタッフを配置するなどの取り組みの推進を要望します。</p>	<p>① 職員の指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも少人数学級に係る加配、学校課題等も踏まえた加配、非常勤講師についても配置。 ・アクティブ・ラーニングや特別支援教育の充実等を図るための加配を国に要望し、昨年度に比べ加配は増加した。 <p>②教員以外の専門スタッフを含めたチーム体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーは全ての中学校区に配置。スクールソーシャルワーカーは、多くの市町村が配置。 ・事務職員は、事務の共同実施を行い、事務の効率化や集中管理を図っている。 <p>いずれにしても教職員や専門スタッフ等がチームとして機能するよう校長のリーダーシップや組織マネジメントの強化を進めていきたい。</p>
2. いじめ、不登校などの早期発見、早期対応できる体制づくりについて	
<p>いじめの未然防止、早期発見、対応のための本務教員の配置と、必要に応じて有効に活用できるスクールカウンセラーや相談員の配置など県教育委員会には対応いただいているところです。</p> <p>各学校においては、それぞれの実情に応じた学校いじめ防止基本方針が定められ、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる「相談体制」が整備されました。</p> <p>しかし、この体制が機能しておらず担任止まりとなり、担任教諭の個人の資質に任せら</p>	<p>○「相談体制」の充実について</p> <p>実効性のある体制づくりのために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、協力体制を確立し、実情に応じた対策を推進している。</p> <p>①「学校いじめ防止基本方針」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長のリーダーシップのもと、保護者・地域、児童生徒の意見を取り入れて策定し、保護者や地域に示す。 <p>②指導体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題の重要性を全職員が認識する。 ・教職員1人1人が、いじめについての理解や指導方法、児童生徒理解について研修を積み、資質向上を図る。

れている現状を岩手県矢巾町の事例からも
うかがい知ることができます。

先生は子どもたちの言葉に出せない「サイン」を見逃してはいないのか、学校内部で先生たちが密なコミュニケーションが取られ、小さなことでも相談し合える体制にあるのかと、保護者は大いに不安を感じております。

子どもたちからの訴えや、言葉に出せない「サイン」を察知した先生からの情報が、学校全体として課題視され解決への道筋を見出し、子どもたちが大切に見守られていると実感できる実効性のある体制の構築を強く要望します。

また、支援の必要な児童生徒に迅速に対応できるよう、リスクマネジメントを念頭に置き、組織内部の意思疎通が図られる風通しの良い体制を整えることを要望します。

③早期発見・早期対応について

- ・聞き取り調査や質問紙調査などから学校全体として児童生徒の実態を細かく把握する。
- ・いじめの把握に当たっては、学年、養護教諭など教職員間やスクールカウンセラーなど校内の専門家との連携を図る。
- ・いじめの訴えについては、事実関係の把握を正確に行い、適切に対処する。

県では、すべての学校に「いじめ防止対策ガイドブック」を配布し、いじめ問題の取組に生かすためのチェックポイント等を示し、実効性のある体制となるよう呼びかけている。

3. 児童生徒の心に寄りそう相談体制の充実について

多様化する家庭環境、学校環境の中で、いじめ問題以外にも悩みを抱える児童生徒が増えています。

こうした子どもたちの変化に気づいたり相談に乗ったり、担任や関係機関とつなぐ役割を養護教諭が担っており、その負担は年々重く、多様になってきています。

一方、スクールカウンセラーの配置は週1回～月2,3回であり、子どもたちが相談したい時に相談できる体制にまったくと言ってよいほどできていない状況です。

現状ではスクールカウンセラーの絶対数が少ないため、時間数を増やしていただくと同時に、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭の加配、養護教諭の複数配置等を要望します。

そして、子どもたちが抱えている悩みを相談しやすい環境にするために、将来的にはス

○不登校生徒を支援する組織の編成

スクールカウンセラーについては、平成17年度から全中学校に配置し、配置時間数も少しずつ拡充を行ってきているところである。ニーズはさらに高まっているので、配置時間の増加については、今後も検討していきたい。

現状として、中学校区に配置のため、小学校での直接相談は限りがある。スクールカウンセラーの職務の第1は教職員への助言・援助であり、教職員のカウンセリング能力を向上させるために小中間での連携を取っていくよう呼びかけている。

(スクールソーシャルワーカー配置は市町村が事業実施主体であるため、配置形態や配置時間数等は実態に応じて各市町村が決定している。県としては、スクールソーシャルワーカー配置拡充に向けて人材確保のため

<p>クールカウンセラーを常駐とし、相談体制の充実を要望します。</p>	<p>の育成研修の実施や市町村が配置する際に財政支援を行っている。）</p> <p>また、支援会議等をスクールカウンセラーの勤務日に合わせて開催したり、スクールソーシャルワーカーの参加を市町村教育委員会に要請するなど、各学校で必要に応じて工夫しながら支援にあたっている。</p>
<p>4. 熱中症対策（エアコン設置）について</p>	
<p>以前に比べて夏(6月以降)の気温は上昇傾向で、30℃を超える日が多くなっています。</p> <p>この暑さの中では、児童生徒は学習に集中しづらい状況になっています。</p> <p>先生方には、窓を開けて風通しをよくしたり、水分補給をこまめにするよう注意を促したりなど細心の配慮のもと、この暑い夏をしのいでいます。</p> <p>特別教室などには、エアコンを設置していただいておりますが、児童生徒がいちばん長く過ごす全ての一般教室にもエアコンを設置して、学習に集中できる環境を整えていただきたいです。</p> <p>PTAでは各市町村の教育委員会に対して、早期のエアコン設置を数年来要望し、教育委員会も問題意識を持たれているものの、市町村財政の厳しい折、エアコン設置は遅々として思うように進んでいません。</p> <p>このため、県から市町村に対しての財政的な支援を要望します。</p>	<p>○普通教室の空調（冷房）設備の設置状況については、未設置から100%設置まで、現状が様々であることは認識している。</p> <p>○小中学校の施設整備については、学校を設置する各市町村において行うべきであり、県の助成制度を設けることは考えていない。</p> <p>○なお、小中学校のエアコン設置については、国において助成制度が設けられており、学校を設置する各市町村においてその制度を活用して整備すべきものとする。</p> <p>（国の助成制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設環境改善交付金事業（大規模改修） ・補助率1／3